

2025 年 7 月 4 日

栃木県内 10 金融機関による手形・小切手の全面的な電子化に向けた推進について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、このたび、手形・小切手の全面的な電子化に向け、栃木県内に本店を置く地方銀行・信用金庫・信用組合と共にお客さまの業務効率化と生産性向上に資するデジタルサービスへの移行を推進していくこととしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本取り組みは、お客さまの利便性向上に資するため、金融機関の業態の垣根を越えた連携により実施するものです。

当行では、今後も県内金融機関との積極的な連携をはかり、地域社会の持続的成長に貢献してまいります。

記

1. 目的

政府は 2021 年 6 月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「2026 年度末までに電子手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを決定しております。

当行は、栃木県内に本店を置く 9 金融機関と連携することで、栃木県内企業における決済のデジタル化促進により一層取り組み、「業務効率化による生産性の向上」や「手形・小切手の現物紛失等のリスク低減」、「印刷不要等によるコスト削減」、「紙削減による環境負荷低減」を図ってまいります。

2. 共同で取り組む金融機関

銀 行	足利銀行、栃木銀行
信用金庫	足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫
信用組合	真岡信用組合、那須信用組合

3. 連携内容

- （1）「手形・小切手の全面的な電子化」に関するお客さま向けリーフレットの共同作成
- （2）「電子記録債権（でんさいサービス）」や「法人インターネットバンキング」などの電子決済手段の推進
- （3）その他、お客さまの「手形・小切手の全面的な電子化」推進のサポート

4. 連携日

2025 年 7 月 4 日（金）

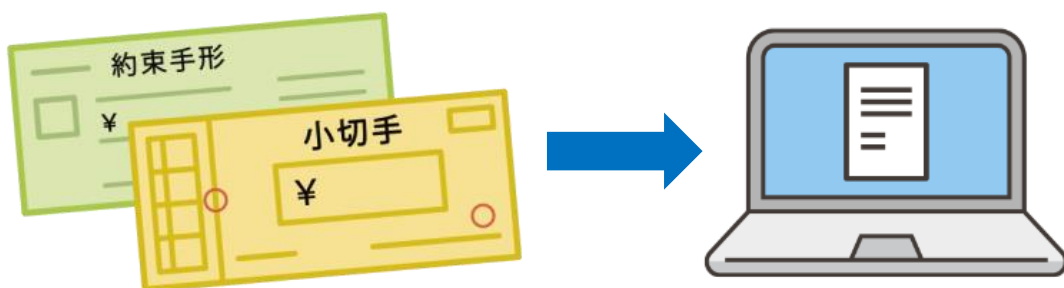
以 上

2026年度末
をもって

手形・小切手の ご利用が廃止となります!!

政府では2026年度末までの手形の廃止、ならびに小切手の全面的な電子化を決定しています。

政府の決定を受け、金融界においても2026年度末までの手形・小切手からでんさいやインターネットバンキング等の電子的決済サービスへの移行を推進していますので、お客さまにおかれましてもご検討いただきますよう、お願いいたします。



電子化によるお客さまのメリット



コストの削減

収入印紙や郵送料、手形・小切手の発行手数料が不要となります。



事務負担の軽減

場所を選ばず利用でき、振出業務等の煩雑な事務負担を軽減できます。



紛失リスクの軽減

手形・小切手現物の盗難や紛失のリスクがなくなります。

詳細はお取引のある金融機関にご相談ください。